

地方創生の取り組みを応援していただける 企業等の皆様を募集しています

 北海道 七飯町

企業版ふるさと納税とは？

国が認定した地方公共団体の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った企業に対して、税額控除の優遇処置（地方創生応援税制）が受けられる制度です。

◆企業のメリット

税額控除

法人関係税の軽減効果が寄附額の最大約9割軽減されます。

社会貢献

企業としてのPR効果、SDGs（持続可能な開発目標の達成）

パートナーシップ構築

七飯町と企業の関係構築

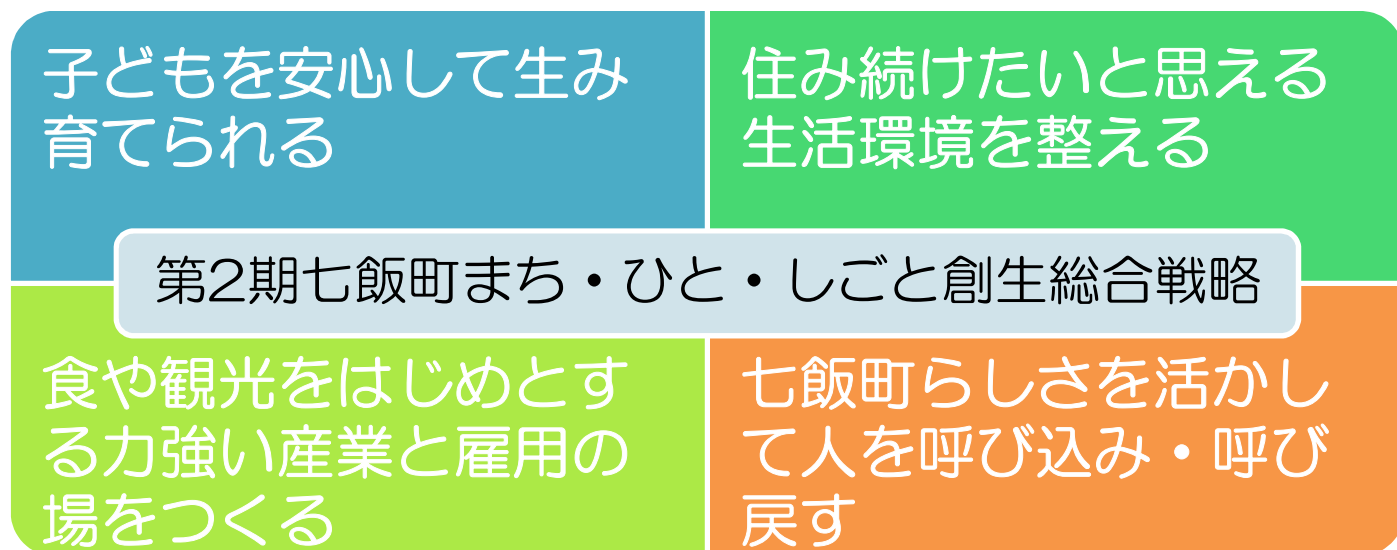
◆税の特例制度

従来からの損金算入（約3割）に加え、法人住民税と法人税（約4割）、法人事業税（約2割）の税額控除を受けられ、最大9割の税負担が軽減されます。

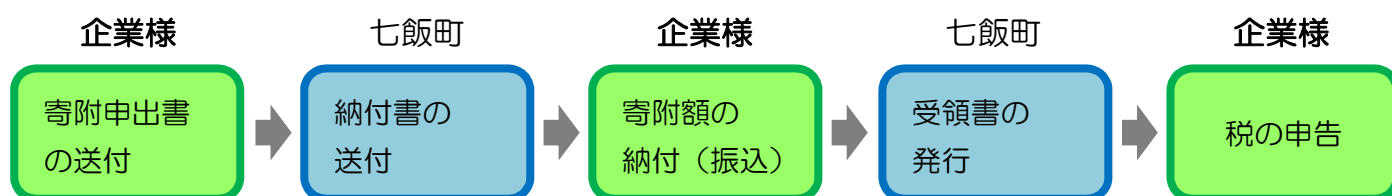


◆寄附を募集する対象事業

第2期七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた事業が対象となります。



◆寄附手続きの流れ



◆留意事項

- 七飯町に**本社が所在する場合の寄附は対象外**となります。※1
- 1回あたり**10万円以上**の寄附が必要となります。
- 本制度の対象期間は**令和2年度から令和6年度**になります。
- 寄附を行う代償として、**経済的な利益を受け取ることは禁止**されています。

※1 この場合の本社とは地方税法による「主たる事務所又は事業所」を指します。

◆お問い合わせ・寄附のお申し出先

七飯町 総務部 政策推進課 政策調整係

〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1-1

TEL: 0138-65-5792 / FAX: 0138-66-2054

E-mail: 121-seisaku-c@town.nanae.hokkaido.jp